

変 更 協 定 書

令和5年4月1日付け大阪府（以下「甲」という。）と都市公園石川河川公園管理共同体（以下「乙」という。）との間に締結した府営石川河川公園管理業務協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

1 指定管理料の変更

頭書6. 指定管理料

「総額 金695,690,000円

（うち消費税及び地方消費税額 金63,244,545円を含む）」を

「総額 金695,736,900円

（うち消費税及び地方消費税額 金63,248,809円を含む）」に改める。

2 条項の変更

第13条第1項中

「令和7年度 金139,138,000円」を

「令和7年度 金139,184,900円」に改める。

第13条第3項中

令和7年度	請求時期	金額
1回目	令和7年4月末	金34,784,500円

を

令和7年度	請求時期	金額
1回目	令和7年4月末	金34,831,400円

に改める。

3 以上の変更について、令和7年4月1日から適用する。

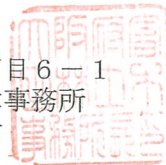
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を原協定書とともに所持する。

令和7年3月 26日

(甲)
大阪府

代表者

富田林市寿町2丁目6-1
大阪府富田林土木事務所
所長 岡田 秀樹



(乙)
都市公園長野公園指定管理共同体
代表者

富田林市錦織北1丁目16番38号
近畿ビルサービス株式会社
代表取締役 西田 啓路

